

令和2年4月13日

- (一社) 日本ホテル協会 専務理事 殿
- (一社) 日本旅館協会 専務理事 殿
- (一社) 全日本シティホテル連盟 専務理事 殿

観光庁観光産業課

一時生活支援事業の活用に伴う協力依頼について

平素より観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大することが重要となっていることを踏まえ、令和2年4月7日付けで、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室より別途1の事務連絡「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」が発出されております。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令され、7都府県が対象区域となったことを踏まえ同日付けで、厚生労働省社会・援護局保護課及び同省同局地域福祉課生活困窮者自立支援室より別途2の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（一時的な居所の確保等について）」が発出されております。

これらについて御了知いただき、別途1の事務連絡中、「五 一時生活支援事業の活用等について及び別途2の事務連絡中、「(2) 宿泊場所の確保と入所等」の一時生活支援事業に関して地方自治体等から協力依頼があった場合には適切にご対応いただきますよう、加盟宿泊施設への周知方よろしくお取り計らい願います。

(参考：関係部分抜粋)

- ・別途1関係

五 一時生活支援事業の活用等について

住居確保給付金の活用に加え、住居を失った方で、当面の生活に困窮している方については、一時生活支援事業の枠組みの中で、自治体等が運営する自立支援センターや宿泊施設を借り上げたシェルター等を活用し、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の提供を、個人の状況に応じた就労や住まいの確保を支援するなど自立した生活を目指すことが必要です。この一時生活支援事業を

未実施の自治体でも新たにこの事業を活用して、庁内の関係部局とも連携しつつ、協力いただけるビジネスホテル、旅館等を開拓し、宿泊場所の供与や衣食を提供する取り組みを積極的に進めていただきますようお願いいたします。

・別途２関係

(２) 宿泊場所の確保と入所等

各都道府県におかれては、管下の市町村の一時生活支援事業のシェルター等の利用状況等を確認して、宿泊場所として活用可能な場所が管内全体でどの程度あるかを把握していただくようお願いいたします。

現状の宿泊場所だけでは不足が見込まれる場合等には、管下の市町村と連携し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業の枠組みを活用して、自治体等が運営する自立支援センターや宿泊施設を借り上げたシェルター等に加え、庁内の関係部局とも連携しつつ、協力いただけるビジネスホテル、旅館等を開拓し、宿泊場所の確保を進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、管内の市町村と連携し、居住が不安定な方に対して、住まいをはじめとする生活の困りごとについて生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関に相談するように伝えるとともに、希望者に対しては確保した宿泊場所に入所し、必要に応じて衣食の提供がなされるように調整をお願いします。

仮に、一部の自治体で宿泊場所の不足が生じた場合に備えて、例えば、他の自治体の宿泊場所を活用するなど、都道府県が中心となって調整を行う枠組みなどについても検討いただくようお願いいたします。